

基安労発0624第1号
平成22年6月24日
一部改正
基安労発1216第1号
平成22年12月16日
一部改正
基安労発0926第3号
平成23年9月26日
一部改正
基安労発1211第1号
平成24年12月11日
一部改正
基安労発0402第1号
平成25年4月2日
一部改正
基安労発0701第1号
平成25年7月1日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定における DR(FPD)写真及び
CR 写真の取扱い等について

じん肺法（昭和35年法律第30号、以下「法」という。）に基づき、じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定（以下「じん肺健康診断等」という。）においては、エックス線写真を用いることとされている。

エックス線写真に関して、デジタル写真である「半導体平面検出器を搭載した一般撮影装置による写真」（以下「DR(FPD)写真」という。）については、平成19年11月16日付け基安労発第1116001号「じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定におけるDR(FPD)写真の取扱い等について」において、Computed Radiographyによる写真（以下「CR写真」という。）については、平成21年10月1日付け基安労発第1001第1号「じん肺健康診断及びじん肺管理区分決定におけるCR写真の取扱い等について」において、その留意事項等を示しているところである。

今般、専門家による検討により、従来示してきた撮像表示条件に加え、肺がん等の検出に適したダイナミックレンジ圧縮処理を加えた条件においても、DR(FPD)写真及びCR写真をじん肺健康診断等において適正に使用することができるとの結果が得られたことから、じん肺健康診断等に用いるレントゲン写

真が DR(FPD)写真及び CR 写真である場合の留意事項等を下記のとおり示したので、その実施及び貴管下の関係医療機関への周知につき遺憾なきを期せられたい。

なお、平成 19 年 11 月 16 日付け基安労発第 1116001 号及び平成 21 年 10 月 1 日付け基安労発第 1001 第 1 号は、平成 22 年 6 月 23 日をもって廃止することとする。

記

第 1 DR(FPD)写真及び CR 写真の各種条件について

じん肺健康診断等において、DR(FPD)写真及び CR 写真を用いて検査を行う場合の当該写真の各種条件については、別紙「DR(FPD)撮像表示条件確認表」、別紙「CR 撮像表示条件確認表」に定めるところによること。DR(FPD)写真については、別添「じん肺健康診断等のための DR(FPD)撮像表示条件」の内容も踏まえること。

第 2 DR(FPD)写真及び CR 写真によるじん肺管理区分決定の審査について

地方じん肺診査医は、じん肺管理区分の決定の申請に DR(FPD)写真及び CR 写真が添付されていた場合には、以下に定めるところにより審査を行うこと。

- 1 審査を行う前に、提出された DR(FPD)写真及び CR 写真について、次の事項を確認すること。また、第 1 に示した DR(FPD)写真及び CR 写真の各種条件を満たしていること。
 - (1) 全肺野の細部まで十分に読影が可能であること。
 - (2) 適正な濃度とコントラストであること。
 - (3) 陰影が強調されすぎていないこと。
- 2 1 の確認に際し、必要がある場合には、法第 40 条第 1 項の規定に基づき、提出された DR(FPD)写真及び CR 写真の撮影を行った医療機関又は医師に対し、当該写真の撮影条件又は画像処理条件等について質問を行うこと。
- 3 DR(FPD)写真及び CR 写真によるじん肺のエックス線写真の像の区分の判定は、別紙「DR(FPD)撮像表示条件確認表」及び別紙「CR 撮像表示条件確認表」において、比較読影に用いた写真として、「じん肺標準エックス線写真集」(平成 23 年 3 月)電子媒体版が選択されている場合は「じん肺標準エックス線写真集」(平成 23 年 3 月)フィルム版を、「じん

肺標準エックス線フィルム」(昭和 53 年)が選択されている場合は従来どおり「じん肺標準エックス線フィルム」(昭和 53 年)を用いて行うこと。

- 4 じん肺管理区分の決定の審査を行う際の DR(FPD)写真及び CR 写真の適正な条件については、別紙「DR(FPD)撮像表示条件確認表」及び別紙「CR 撮像表示条件確認表」に定める条件とし、これ以外の条件による DR(FPD)写真及び CR 写真の審査は適正ではないこと。
- 5 別紙「DR(FPD)撮像表示条件確認表」及び別紙「CR 撮像表示条件確認表」に定める条件によらない DR(FPD)写真及び CR 写真が提出された場合であって、当概写真では審査が困難である場合には、法第 13 条第 3 項の規定に基づき、検査実施命令又は物件提出命令を行い、適正な条件によるエックス線写真により管理区分の決定の審査を行うこと。

第 3 その他

今後、新たにじん肺健康診断等に用いるデジタル写真の条件を作成する場合については、「じん肺健康診断等への DR(FPD)の使用に関する検討会報告書(中央労働災害防止協会 平成 19 年 10 月)」を参考とすることとしているので留意すること。

(今後、別紙に掲げるメーカー以外の者等から DR(FPD)写真及び CR 写真等の撮像表示条件についての問い合わせがあった場合には、本省に問い合わせるよう指導されたい。)